小野町長交際費の公表に関する要綱

(令和2年3月19日小野町要綱第5号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長交際費に係る情報の公表(以下「町長交際費の公表」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 町長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出内容
- (3) 支出項目
- (4) 支出金額
- 2 前項の規定にかかわらず、小野町情報公開条例(平成13年条例第19号)第7 条各号に掲げる情報については、公表しない。

(公表の時期)

第3条 町長交際費の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月15日までに行うものとする。ただし、その日が休日(小野町の休日を定める条例(平成元年条例第17号) 第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日をもってその期限とする。

(公表の方法)

第4条 町長交際費の公表は、小野町のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に支出する町長の交際費について適用する。